

石川県被災地の子どもの居場所づくり活動促進事業補助金 Q&A

No.	項目	Q	A
1	補助要件	任意団体も補助対象となるか。	対象となる。 ただし、団体としての活動内容を確認するため、団体規約又は会則、団体構成員名簿の提出が必要。
2	補助要件	他の助成金との併用は可能か。	対象経費が重複しない限り、他の助成金や補助金との併用を認める。同一の支出に対し複数の助成を受けることはできない。他の公的機関からの委託事業は対象とならない。
3	補助要件	「市町との連携」はどの程度を想定しているか。	会場確保や広報等での連携を想定。事業実施にあたり、市町の把握するニーズを調査できればなおよい。
4	補助要件	「ネットワーク会議での共有」はどの程度を想定しているか。	ネットワーク会議に出席し、補助事業の取組状況を他の参加者に共有することを想定。出席が難しい場合には、資料の共有だけでも可能とする。
5	補助要件	「県内外の他のNPO法人等と連携」とは、全て同じ団体との連携になるのか。	全て同じ団体との連携でなくてもよい。例えば全4回で2回ずつ異なる団体と連携することも可能。
6	補助対象事業	どのような居場所づくり活動が対象となるか。	主に被災6市町の子どもを対象とした、子ども食堂、学習支援、遊びや体験活動の提供等の居場所を対象とする予定。具体的に対象となるか確認したい事業があれば、個別にお問合せいただきたい。
7	補助対象事業	保護者を対象とした事業は対象となるか。	子どもの居場所づくり活動が対象であり、原則として対象としない。子どもの居場所づくりに付随して、保護者のサロンも行う等は可能な場合もあるので、個別に相談いただきたい。
8	補助対象事業	「子ども」はどのような範囲を想定しているか。	18歳の年度末までを想定。それ以上の参加を拒むものではないが、事業の主な対象は「子ども」とすること。
9	補助対象事業	参加対象を絞った活動は対象となるか。	事業を効果的に行うため、年齢により参加対象を絞ることは可能。特定の個人や団体のみが利益を受ける活動は対象とならない。広く広報すること。

石川県被災地の子どもの居場所づくり活動促進事業補助金 Q&A

10	補助対象事業	夏休み期間に4回事業を実施する場合は対象となるか。	対象となる。 ただし、今後に繋がる継続的な取組であることを重視するため、より長期間にわたり定期的に取り組を行っているものを優先して採択する場合がある。
11	補助対象経費	賃金は対象となるか。	協働事業に必要と認められる場合は対象とする。団体の恒常的な運営のための賃金は対象とならない。なお、単価が著しく高額な場合は認められない場合がある。
12	補助対象経費	備品購入費を対象となるか。	事業に必要と認められる場合は対象とする。購入した備品の財産処分には知事の承認が必要となるため、注意すること。
13	補助対象経費	食材費は対象となるか。	子ども食堂における食材費等、子どもが直接的に受け取ることができる食材の経費は対象とする。団体の会議等で提供した食事等に係る経費は対象とならない。(研修会や打合せ等における講師等の飲料等を除く)
14	補助対象経費	採択決定前の活動は対象となるか。	令和8年4月1日からの活動が対象。
15	手続き	実績報告時に領収書等の証拠書類は必要か。	必要。証拠書類がないものは補助対象とならない。
16	手続き	法人格がない場合、補助金の振込に団体名の口座の作成が必要か。	原則として、団体名義の口座の作成が必要。作成が難しい場合は、申立書を提出し、代表者名義の口座へ振り込むことが可能。
17	手続き	補助金は概算払可能か。	事業の実施にあたり必要と認められる場合は8割を上限に概算払を行う。
18	相談対応	「活動ノウハウを持つ県外団体による相談対応」はどのようなものを想定しているか。	全採択団体を対象としたキックオフ会、2ヶ月に1回程度の進捗状況確認や困りごとの聞き取り、その他随時の相談対応を想定している。
19	相談対応	「活動ノウハウを持つ県外団体による相談対応」は必ず受けなければならないのか。	補助事業の適切な実施と、補助事業終了後も継続した活動を行うためのノウハウ取得に繋げるため、必ず受けて頂きたい。
20	その他	どれくらいのグループ数の採択を見込んでいるのか。	上限50万円×6グループ程度を見込んでいる。応募者多数の場合は、県で選定を行う。